

**ご意見・ご質問コーナーに寄せられたご意見ご質問
(期間：平成23年11月24日～平成23年12月7日)**

(削除)日本原燃(株)に関する誤解について

○年 齢 : 51歳～55歳

○性 別 : 男性

○職 業 : 団体職員

○都道府県名: 東京都

○ご意見の内容:

以前、日本原燃(株)に関わりのあった者です。第9回原子力政策大綱策定会議の(削除)資料の中に、原燃に関する次の記述がありました。

「現状では、六ヶ所村の再処理施設は度重なる放射能漏れや事故によって、事実上機能しておりません。」

これは、甚だしい事実誤認です。原燃の再処理工場では、通常操業中に若干の気体性放射性物質やトリチウムを環境中に放出することがあります。しかし、それは当初からの予定であり、「放射能漏れ」に該当するものではありません。原燃では、これまでいわゆる「放射能漏れ」は起こしておりません。また、事故と呼ばれるものについても同様です。(勿論、故障などはありますが、外部に影響を及ぼしてはいません。)現在、再処理工場は、ガラス固化体の製造過程における不具合を修復中であるため、まだ竣工していませんが、主たる工程は完成しています。

つまり、(削除)ご意見は、事実誤認に基づき、日本原燃(株)の評価を著しく貶めるものですので、原子力委員会として、訂正を求めるべきものと考えます。このまま放置すると、委員会がこの見解を是認したことになってしまいます。

※〈個人情報の保護その他について〉の考え方にに基づき
一部を伏せさせていただきました。

放射線汚染を規正する法律を

○年 齢 : 51歳～55歳

○性 別 : 男性

○職 業 : その他

○都道府県名:愛知県

○ご意見の内容:

放射線汚染を規正する法律を

唯一の被爆国であるのに、日本には放射線汚染を規制する法律が無い
です。

環境省は、放射線は危険物質ではないと言っています。

土壤汚染対策法の特定有害物質では放射性物質は除くとなっていま
す。

水質汚濁防止法では、放射性水質汚濁は適用除外になっています。
環境基本法では、原子力基本法で放射線の規制を定めるようになって
いるが、現行法では何も規制されていません。

そのために、原発事故と言われているのに、農地が放射線汚染されて
いても、地方自治体は農産物の風評被害の被災証明は出来ても、地方
自治体や警察が放射線を規制する法律が無いので農地の事故証明が
出来ず、農家の収入減の損害賠償に支障をきたしています。(交通事故
が、規制する法律で事故証明発行を警察が出来るのとは対照的です。)

土壤汚染対策法、水質汚濁防止法、原子力基本法で放射線が除外され
た理由を明らかにして、その理由に合理的な根拠が無いのなら、それぞ
れの法律や新たな法律で、放射線は危険物質であり、かつ有害物質で
あり汚染物質であると定義して規制出来るようにして下さい。

東北大震災の震災復興について

○年 齢 : 21歳～25歳

○性 別 : 男性

○職 業 : フリーター

○都道府県名: 佐賀県

○ご意見の内容:

全く進まない震災復興について、一国民としていくつか疑問と提案があります。

まず、福島第一をなぜ石棺で囲まないのか。福島第一は廃炉せざるを得ない状況だと思うのです。そして未だに放射性物質は拡散し続けています。炉内燃料を安定化させるのも大事ですが、これ以上の放射性物質の拡散させるわけにはいかないでしょう。東電に炉の管理をまかせてるのなら、国は業者を頼むなりなんなりしてコンクリートの石棺を製造早急にするべきでしょう。

次に、瓦礫の撤去作業についてです。瓦礫の撤去が進まないのは個人の所有物が多く含まれているからだだと思います。業者では人数が少ないため、なかなか進まないのでしょう。そこで、国が復興事業として、瓦礫分別をするための人材を大量に臨時雇用してみてもいいかでしょう。安定的に戦力を確保するためにも国が給料を出して雇用を生んであげれば、復興は進む、被災者や全国の若者の雇用は生まれる、給料が出るから税金は入るし年金も納められる。一石何鳥にもなると思います。国主導でやることで国民の信頼が回復するでしょう。

恐らく採用されることはないとは思いますが、検討していただければと思います。